診療用放射線照射器具に関する概要書

１　診療用放射線照射器具に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 放射性同位元素の種類（核種）及び物理的半減期 |  |
| 型式 |  |
| １個当たりの数量１個当たりの数量（MBq）及び個数及び個数 |  |
| 合　　　 計　　　 数　　　 量（GBq） |  |
| 物理的半減期30日以下のもの | 年間使用予定数量（MBq） |  |
| １日最大使用予定数量（MBq） |  |
| 最大貯蔵予定数量（MBq） |  |
| 使用場所 | □診療用放射線照射器具使用室□エックス線診療室□診療用放射線装置使用室□診療用放射性同位元素使用室□陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室□手術室□放射線治療収容室 |

２　診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 使用室名 |  |
| しゃへい物等の材質及び厚さ | 天井 | （厚さ　　　　　） |
| 床 | （厚さ　　　　　） |
| 周囲のしゃへい物（壁等） | （厚さ　　　　　） |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　・　無 |

３　貯蔵施設等の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 貯蔵施設の形態 | 貯蔵室・貯蔵箱・その他（　　　） |
| 外部と区画された構造 | 有　・　無 |
| 人が常時立ち入る場所における実効線量が１mSv/週以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 貯蔵室 | 主要構造部等の耐火性 | 有・無（理由：　　　　　　　　） |
| 建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備に該当する防火戸 | 有　・　無 |
| 貯蔵箱 | 耐火性の構造 | 有・無（理由：　　　　　　　　） |
| 出入口の数 | ・通常の出入口　　　　箇所・その他　　　箇所（用途） |
| かぎ等の閉鎖設備・器具 | 有　・　無 |
| 貯蔵施設である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 貯蔵容器 | 貯蔵時の１ｍの距離における実効線量率が100μSv/時以下になる構造 | 有・無（理由：　　　　　　　　） |
| 貯蔵容器である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 放射性同位元素の種類及び数量の表示 | 有　・　無 |
| 受皿、吸収材等の設備・器具 | 有　・　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　・　無 |

４　運搬容器の放射線障害の防止に関する構造の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 運搬時の１ｍの距離における実効線量率が100μSv/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| 運搬容器である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 放射性同位元素の種類及び数量の表示 | 有　・　無 |

５　放射線治療収容室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 主要構造部等の耐火性 | 耐火構造　・　不燃材料を用いた構造 |
| 人が常時立ち入る場所における実効線量が１mSv/週以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 放射線治療収容室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の構造等 | 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の透き間の少ない構造 | 有　・　無 |
| 平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料での表面仕上げ | 有　・　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　・　無 |

６　その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実効線量を1.3mSv/３月以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 管理区域境界 | 管理区域である旨を示す標識 | 有　・　無 |
|  | 管理区域への立入制限措置 | 有　・　無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/３月以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等） | □鉗子　　　　　　　□防護衣□防護衝立　　　　　□防護手袋□防護スクリーン　　□防護前掛け□その他（　　　　　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | □光刺激蛍光線量計□蛍光ガラス線量計□電子ポケット線量計□熱蛍光線量計□その他（　　　　　　　　　　） |

７　診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 放射線診療に関する経歴（従事年数、研修受講状況等） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

８　放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第１項の規定により選任された放射性取扱主任者の氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
|  |  |

注意事項

１　診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。

２　隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射器具使用室等の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ並びに縮尺を記入した縮図とすること。）。

３　診療用放射線照射器具使用室等と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、線源からの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

４　診療用放射線照射器具使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。